

平成29年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年3月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は35名

1 番 小林 敏生	20 番 羽野 勝己
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子 (欠席)
12 番 高着 土良	31 番 森 洋
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ (欠席)	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋	35 番 小嶋 嘉則
17 番 大山 源次	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2 号 農地改良届出について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画 (利用権の設定) について
- ・ 議案第 2 号 農用地利用集積計画 (利用権の移転) について
- ・ 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・ 議案第 8 号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

(開 会 1 3 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、14番古川委員及び30番大隈委員より欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は35名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に5番後藤委員、6番櫻木委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。5頁まで計24件ございます。また報告番号10番につきましては、中間管理事業による賃貸借契約のため相手方、賃借人について県農業推進機構となっております、以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (河辺) 6頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当委員の報告を求めます。2番松尾委員。
- 2番 (松尾委員) 周辺の農地より低く排水が難しいため地上げを行い、畑として利用するものです。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に報告番号2番について担当委員の報告を求めます。6番櫻木委員。
- 6番 (櫻木委員) 申請農地については、小さな田が2枚に分かれているため地上げして1枚の田として利用するものです。
- 議 長 担当委員の報告は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権の移転）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長
議長
担当課
議長

（河辺）10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。事務局の説明が終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当課の説明を求めます。

（内田）審議番号1番について議案朗読により説明。これは、年金の……。(説明不明)
それでは、担当課の説明が不足しているため議案第2号について詳細な説明を後程、説明いただくため一時審議を保留とします。よろしいでしょうか。

了承。

それでは、議案第2号について保留いたします。

次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。

事務局
議長

（寺岡）11頁をお願いします。議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、32番和佐野委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

（和佐野委員）2番松尾委員、24番原田委員にお願いしたいと思います。

32番
議長
2番
議長

2番松尾委員よろしいですか。

（松尾委員）はい、承知しました。

24番
議長

24番原田委員よろしいですか。

（原田委員）はい、承知しました。

24番
議長

それでは、審議番号1番のあっせん委員に32番和佐野委員、2番松尾委員、24番原田委員を選任します。よろしくをお願いします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長

（寺岡）審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、私が担当委員になっておりますので、議長を才田副会長と交代します。

議長
議長

（才田副会長）議長を交代いたしました。

それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の37番 森部 委員、どなたか推薦をお願いします。

37番
議長

（森部委員）26番西川委員をお願いします。

26番
議長

26番西川委員よろしいですか。

（西川委員）はい、了解いたしました。

議長
議長

（才田副会長）それでは、審議番号2番のあっせん委員に26番西川委員、37番森部委員を選任します。よろしくをお願いします。議長を、森部会長と交代します。

（森部会長）次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局
議長

（寺岡）審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくをお願いします。

事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は25番石井委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。

25番
議長

（石井委員）13番矢野委員、26番西川委員にお願いしたいと思います。

13番
議長

13番矢野委員よろしいですか。

（矢野委員）はい、了解いたしました。

議長
議長

26番西川委員よろしいですか。

26番 議 長 (西川委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号3番のあっせん委員に25番石井委員、13番矢野委員、26番西川委員を選任します。よろしくお願ひします。

事務局 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は16番鶴川委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。

16番 議 長 (鶴川委員) 11番徳永委員にお願ひしたいと思ひます。
11番 議 長 11番徳永委員よろしいですか。
11番 議 長 (徳永委員) はい、了解いたしました。
それでは、審議番号4番のあっせん委員に16番鶴川委員、11番徳永委員を選任します。よろしくお願ひします。

次に、説明を留保しておりました、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」担当課より留保分の説明申し出があつております。お諮りいたします、議案第2号について説明を許可することに承認いただけますでしょうか。

全委員 異議なし。
議 長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」担当課の説明を求めます。

担当課 (内田) 先ほどは申し訳ございませんでした。審議番号1番について、ご説明申し上げます。農業者年金の関係で、母から娘へ利用権の設定をしていたものについて娘さんが結婚され娘婿へ利用権の移転を行うものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 12頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。13頁まで5件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 議 長 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。譲渡し人と譲受人は親子であり養子へいかれた息子さんへ贈与し息子さんが経営拡大を図るものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。27番穴見委員。

27番 議 長 (穴見委員) 内容につきましては、譲渡し人の労力不足によるもので双方にて売買の話がついたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたしま

す。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番を許可といたします。

次の、審議番号 3 番については、3 月 7 日に申請の取り下げ願ひがでております。

次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。2 3 番櫻木委員。

2 3 番 (櫻木委員) 審議番号 4 番について説明します。譲渡人が離農するために所有農地の贈与で譲受人と話がまとまり今回の申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は許可といたします。次に、審議番号 5 番について、担当委員の説明を求めます。2 1 番伊藤委員。

2 1 番 (伊藤委員) 審議番号 5 番について説明します。内容については、市道の道路改良工事に伴い境界立会をおこなったところ申請のとおり境界の間違ひがわかったので今回、贈与することにより境界を確定するものです。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 5 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 5 番は許可といたします。

次に、審議番号 6 番について、担当委員の説明を求めます。1 5 番田中委員。

1 5 番 (田中委員) 審議番号 6 番について説明します。

申請は、父から子への贈与であります。農地法第 3 条第 2 項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号 6 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は許可といたします。

ここで、議案第 4 号、議案第 5 号及び第 6 号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映しますので AV ホールへご移動おねがひいたします。

事務局 (松尾) ビデオ放映の前に、議案書記載の法人の住所表記について法務局との協議による説明。議案第 4 号、議案第 5 号及び第 6 号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議 長 (ビデオ説明終了後。) それでは、1 4 時 4 0 分まで休憩いたします。

〈 休憩 14:30～14:40 〉

- 議 長 再開いたします。14頁をお願いします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。
- 4番 (山崎委員) 審議番号1番について補足説明します。山麓の農地で土質も悪く、耕作も不便なため、植林を行い山林として利用するものです。先ほどご覧いただいたように傾斜地で土質も悪いので山林転用するもので杉を植林します。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。
- 10番 (釜堀委員) 審議番号2番について説明します。市道拡幅により現居宅を立ち退くため、新たに自己用住宅を建築するものです。10ha以上の一団の農地集落接続に該当します。第1種農地です。問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番大山委員。
- 17番 (大山委員) 審議番号3番について説明します。山間部の農地で耕作が困難なため、山林として利用するものです。以前は梨園をされてありましたが周辺が山林に囲まれていて耕作が不便との事で杉を植林するものです。第2種農地です。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
- 次に、15頁、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 15頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2件でございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。
- 8番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、内科医院です。第1種住居地域、用途地域が定められている農地に該当、都市計画用途地域内、第3種農地です。雨水は既存水路に流します。生活排水については公共下水へ流します。雨水は既存水路に流します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。
2番 (松尾委員) 審議番号2番について説明します。借家住いのため自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。区会長、土地改良区の印鑑はもらってあります。農地法の運用について10ha以上の一団の農地集落接続に該当します。農用地区域外、第1種農地です。生活排水については合併浄化槽にて処理。雨水は既存水路に流します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
次に、16頁、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて申し上げます。事務局。
事務局 (寺岡) 16頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2番松尾委員。
2番 (松尾委員) ありません。
議長 24番原田委員。
24番 (原田委員) ありません。
議長 32番和佐野委員。
32番 (和佐野委員) ありません。
議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。20番羽野委員。
20番 (羽野委員) ありません。
議長 22番田子森委員。
22番 (田子森委員) ありません。
議長 31番森委員。
31番 (森委員) ありません。
議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

事務局
議 長

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
18番樋口委員。

18番
議 長

(樋口委員)ありません。

19番
議 長

19番橋本委員。

全委員
議 長

(橋本委員)ありません。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。
異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

事務局
議 長

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
13番矢野委員。

13番
議 長

(矢野委員)ありません。

25番
議 長

25番石井委員。

26番
議 長

(石井委員)ありません。

全委員
議 長

26番西川委員。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。
異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

事務局
議 長

次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
14番古川委員は欠席ですので。21番伊藤委員。

21番
議 長

(伊藤委員)ありません。

全委員
議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員
議 長

異議なし。
異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

全委員
議 長

賛成の挙手。
賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

事務局
議 長

次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。事務局。
(寺岡)議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
5番後藤委員。

5 番 (後藤委員) ありません。
議 長 8 番窪山委員。
8 番 (窪山委員) ありません。
議 長 審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 6 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は承認といたします。
次に、審議番号 7 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 7 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。2 番松尾委員。
2 番 (松尾委員) ありません。
議 長 2 4 番原田委員。
2 4 番 (原田委員) ありません。
議 長 3 2 番和佐野委員。
3 2 番 (和佐野委員) ありません。
議 長 審議番号 7 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 7 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は承認といたします。
次に、審議番号 8 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 8 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
2 0 番羽野委員。
2 0 番 (羽野委員) ありません。
議 長 2 2 番田子森委員。
2 2 番 (田子森委員) ありません。
議 長 3 1 番森委員。
3 1 番 (森委員) ありません。
議 長 審議番号 8 番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は承認といたします。
次に、審議番号 9 番について、事務局の説明を求めます。事務局。
事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 9 番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
3 4 番日吉委員。
3 4 番 (日吉委員) ありません。
議 長 3 5 番小嶋委員。
3 5 番 (小嶋森委員) ありません。

議 長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
次に、18頁、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局
事務局 (河辺) 議案朗読をもって説明。現地の状況につきましては、写真とビデオにてご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地が2筆ございます。遊休地化が徐々に進んでいる状況ですが、所有者はもう他の市町村に引っ越してあり今後、耕作される見込みはないとの事で遊休地化が進んでいくものであります。平成28年9月の定例会にて別段の面積ということで取扱いにより空き家に付属した農地ということで下限面積を1a以上からということでご審議いただき承認いただいているところです。こちらの空き家については、ふるさと課の空き家バンクにも登録済みでございます。今回の指定について別段の面積、農地法第3条第2項第5号に基づき事務局の方で総合的に申請書に基づいて調査を行ったところ空き家に付属した農地であり今後、遊休地化が見込まれるということで指定することは問題ないと判断しておりますので、ご審議方よろしくお祈いします。
議 長 事務局の説明は終わりました。議案第8号については、空き家に付属した農地の指定についてでございます。質問や意見はありませんか。18番委員。
18番 (樋口委員) 空き家に付属した農地ですが、この空き家と農地の管理はどうなっているのでしょうか。空き家バンクに登録する中に家や農地の管理も条件になっているのでしょうか、登録したら市が管理するのですか。
議 長 事務局。
事務局 (局長) 空き家バンクに登録というのは、市の方に登録をして宅建協会で借り手を探していただくという制度で所有権の移転とはなっておりませんのであくまでも管理は所有者で行っていただくものです。この制度の目的は遊休農地の解消についてで、維持管理ではなく耕起をしていただき営農を行っていただくのが目的であります。また登録期間が長くなり雑草等が茂り環境に影響を及ぼす場合は所有者に管理していただくもので、あくまでも指定の登録であり市への農地の貸し付けではございません。
議 長 他に質問はございませんか。19番橋本委員。
19番 (橋本委員) この指定の有効期間はいつまでですか1年間とかいう定めがありますか。
議 長 事務局。
事務局 (局長) 指定の期間は空き家バンクに登録されている期間です。あくまでも空き家バンク制度によるものであり登録が解除されれば解除となります。
議 長 他に、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。
(会議終了時刻 15:13)